

直音注

—漢字音史(二)—

高松政雄

本来、我が国語音に対する最も可能なる対応物として、海彼の漢字—これは当然、本性として中国語音を荷なうものである—のその音が利用され、それが、体系として、所謂万葉仮名を成立せしめる事になったのであるが、時代の進展と共に、漸次それに馴致するや、今度は、逆に、国語音を基盤にして、彼土の音を把握し直し得る如くに事情は転回するのである。茲に、その名に正に値いするところの *das Sinjapanische*—国語音としての漢字の音—の出発点が存する。そして、その明確なる証跡は、時代的には、まず奈良・平安交替の候に求め得る。爾後、平安時代全体を通じてこれは略々完成の域に達するが如くである。恰かもその時勢は、例の漢音・呉音の呼称が喧伝され、これまた、原初は彼土的な概念であった(中国的漢音・呉音)のを、我が国的に置換せしめると共に、その内包も体系的に組織するという気運が横溢していた。さる流れに乗じて、漢字音は此処で全く日本語に帰化せる(*Japanisierung*)のである。そして、それは、その字音の表示に、悉皆我が国の文字—その字源は漢字に外ならぬが—たる仮名文字を専

用するという事で以て、定着し果せる事となり至る。

ところで、その過程中にありては、必然、彼我の音体系の齟齬、音節構造の乖離に起因するところのもの、その応待、照合に、一方で甚だ迷惑・苦慮しつつも、他方では不断にそれを超克し行くの奮闘・努力が続けられたはずである。その葛藤は極めて大なるものであった。今日に残る字音の幾許かの表現（示）法―注音法―は、正にそれを物語るに他ならぬものなのである。

抑々、漢字の注音法として、宗家中国には、往時、読若、直音、反切の三法が存した。これらは、この順に、それぞれ先行のものの弱点を補うべくして開発されて来たものである。即ち、この第二の直音は、第一の読若の相似音關係を、より厳密に、同音關係に限定せるものであり、この第三の反切は、その直音に於ける同音字の欠損、及び、僻字（冷僻字、隠僻字）の場合の難を解決せるものである。極めて簡潔には、斯く許りで済まし得るけれども、これを今少しく敷衍するなれば、それは、次の如くである。即ち、その最初の読若では、「真確」の字音が得られぬという欠陥がある。何者、それは文字通りに、結句、「読ムコトノ如シ」なる譬況の域に留まるからである。次に、第二の直音は、頗る融通が利かぬ。それと言うのも、若し、注字に同音字が無ければ、示し様はなく、また、それが僻字であれば、その注音の機能は果たされ難く、無に等しきに帰すからである。この窮状を救うには、如何としても、第三の方法が案出される必要があった。それが、反切という訳なのである。但し、さればとて、注音法がその最後の反切一辺倒になり至ったのではない。成程、第一の読若は廢れはしたが、第二の直音の方は、その簡單明了なる点が貴ばれて、無難なる際には、反切と併用され、それがなお近代以降までも利用され続けたのである（例、「康熙字典」・「辞海」）。

以上が、彼土での注音法であるが、茲で翻って、我が方のに目を移すに、それは、当然、先ずは彼土の投影図である事から始まって、やがて、こちらでの独自なる表音、即ち、仮名書き音形としての提示に変身するのである。この

仮名書きには、実は細分して三種に相成るものが包含される。それらは即ち、(イ)万葉仮名に依るもの、(ロ)漢字・仮名文字併用のもの(つまり、一部に字音を用いるもの)、及び、(ハ)仮名文字のみのものである。そして、これは概して通時的に斯かるこの流れを構成し行く如くである。しかも、その各々の段階にて、それぞれにその Japansierung に於ける、先述の如き苦闘の跡を窺わしめるのである。

これに対して、反切は、殆んど彼土のを宛らに敷き写すのが通例である。その故に、茲からは、我が漢字音形は直ちには求め難いものとして留まらざるを得ぬ次第となる。しかしながら、さる間にあって、稀には、その枠外に出る所謂和製の如きものが見られる事はある事はある。その代表格たるものは、法華經読誦音を表示せる、その一流の音義書である(九条本法華經音、保延本法華經單字)。これは、沼本克明(「平安鎌倉に於る日本漢字音に就ての研究」所収論文)に依れば、法華經釈文を原拠として、それを然るべく改変せしめしものと言う。但し、或程度纏まれるものとしては、この以外には知られていない。それは蓋し、彼土式に、一つの音節を、声母・韻母に分割はし得ぬという我が方の事情に制約される結果であろう。その故にこそ、彼土の反切法は容易には我が国的に生まれ変わる事はなかつた。因つて、それは専らに原のものを模写するのみに終始せると言い得るものであつた事になるのである。

しかるに、他面、その直音法は、見事に我が国風に活用せしめられた。それは、右の反切法とは異なつて、これが音節を分析するの要はなく、総合的にその音印象を再現し得るものであつたからである。つまり、これは、直観的にその同音たるものに置換し得さえすればよかつたのである。加之、この際には、最早彼土的同音を厳密に求める事は放擲して、只管に我が国的等価音で以て代替し得るといふ利点があつた。さる気樂さがあつた。それが故にこそこの方法が、一時、愛用されて、盛行したのである。これは、思うに、若し、茲でも、依然として本来の漢字の音のその同音が要請されるのなれば、それは、何等反切と徑庭無きものとなる。実践的には、常に韻書を繕いて、その同一小韻字を探索せねばならぬ。然かしても、その挙げ句に示されるものは、当然、異国の音としての中国音でしかない。

されば、これは、外国音をそれとして学習するのみの領域を出ずる事はなきものとなる。この事は、事、対外国語關係に限って言えば、凡ゆる時代を通じて一般である。因って、それは截然と Japonisierung とは一線を画するもので留まり続ける。前の反切が、殆んど全く我が国的なものになり切り得なかつたのは、その一音節の二分割という原理に支配される事もさる事ながら、畢竟は、さてして出来するものが、我が国の音ならぬ彼土の音でしかなかつたからである。それが、完全に我が国のものとなるには、当初は飽くまでも、国語音の枠組みの中に入り込まねばならぬ。外来の音が、自家薬籠中のものと変ずるのは、所詮、Japonisierung し果せるその結果の上に於いて漸くに、である。我が国人が、その外形としての漢字なる文字の所有者、また、使用者となれる以上は、その表現する音の方も亦、必定、我が国語音を荷なっていて、いとも自然なる事と言えるであらう。唯、その事の明示は、我が國製の仮名文字の普遍化を俟って始めて完全に可能事とはなる。因って、この意味にては、この直音法は、その先蹤として評価されるという運命下に置かれねばならぬのである。

さて、今、直音法に就きて斯く言えるのは、決して観念的、演繹的なるところより出でたのには非ずして、これから展開するその具体相の帰納的帰結に基づけるものである。即ち、これは、方法論的には、一つの結論からの逆推論 Rückschluss に依るものである。乃至、その結論に至る経緯の逆構成 Rückbildung に則つての解釈である。この直音に対する帰結—命題—を、茲で先取りして簡明に示し直しておけば、それは、左の如くである。即ち、我が方に於ける直音注は、我が国的同音注である。断じて彼土的なるそれではない、と。されば、これは、彼土の方法の原理をのみ撰取せるものである。そして、その内実はこれを全く国風化せる事となる—少しく parodistisch にこれを言わば、かの古き彼土伝来の革袋を利用して、それに新たに我が方の酒を盛れるが如きである—¹⁰。其処に、これが、我が漢字音研究にとりての重要資料たるの所以が存するのである。

この注音法は、平安時代には、今片つ方の仮名に依る表示法と共存する。が、時の推移と共にやがて衰退し行く。

その事は、この裏面に於ける後者の表音法の隆盛、普及を物語るものである。と同時に、これはまた、その漢字の音の我が国人に依る全き消化の過程を教示する証左となるのである。

さて、斯かる評価の下にて、本稿では、その直音注自体の内側にメスを入れ、以て、既述の如き命題の証とせんとする。顧みるに、従前は、個別的にはこれを分析し、それが利用されても来ているけれども、それを一般的に鳥瞰して、その本質を十分に会得せしめる事は無かったが如くである。しかし、これは一旦は考えられねばならぬ事である。それに依りて始めて、この方法の意義の限界も亦、明らかになるであらうからである。

一一

直音注は、平安期の諸資料には、量的にはそれぞれ参差としながらも、種々と認められる。が、それらの間にあって比較的に纏まれるものに、音義・辞書類がある。実は、これらに関して私は、曾て些か触れた事があり、就中にそれらを利用して、「呉音の清濁」を攻究したのである（拙著「日本漢字音の研究」所収）が、当面差し当たりても、便宜上、その範囲を主として論を運ぶ事とする。それは、以前にも述べしが如く、この期の直音資料に於いてはそれ程に破格的なるものは存せず、概言すれば、大同小異であるが故に、斯かる線上での考察でも宜しきと思しきからである。

ところで、さる種のものの中で、現存する最古の書として注目されるのは、かの新訳華嚴經音義私記である。これは恐らく奈良朝末期に、華嚴經学の東大寺、または、その系統の寺院で撰述されたものであらう（小林芳規、当該書解説―古辞書音義集成1所収）。その撰述者の固有名は不明である。それが純邦人か、乃至、渡来人かも今は決し様はない。けれども、茲に我が国独自の処置が施されている事はまた否定すべくもなきのである（岡田希雄、同書解説）。

また、同「倭訓攷」―国語国文11・3)。その直音注とて同断である。この事は、これが爾後のものとその質を同じうするものたる事で以て証される。この故に、先ずこれに依るを出発点として、その内部分析に入る事を始めんとする。この際、声母・韻母・声調に便宜上字音を分割して見るは、その常軌に則るまでの事である。

茲で、この本書での直音注の有り様は、既述のところ（前掲論文）に譲って、その再説は省する（その量的な面も含めて）。斯くて、直ちに対象に向かう事とするに、先ずその第一は、声母論である。この声母は、我が国人の手に掛かるや、唯一の例外的事象が必然的に生じはするものの、その外は全て、かの「五音」に大別されるのみであつて、そのそれぞれの枠内に於ける彼土的細分⁽⁸⁾は消失するのが常である。当面の直音とて、その罅を越える事はない。因つて、唯この一事に限つて推すだけでも、既にこの注音の我が国風たる事が確認されるのである。つまり、この事は、それ程に大事たる訳である。無論、これは我が国語音がその彼土の如きの密なる音区分を本有せぬ、乃至は、それを音韻として認知せぬ、粗なる音体系、また、音韻觀念に起因するところに他ならない。従つて、これは、自然の勢として顕現せるのである。加之、先に「唯一の例外的事象」と記したのも亦、実は、取りも直さず、この同じき本性に属するものより出ずる事なのであつた。今、それを具体的に言えば、それは、喉音の次清・全濁音（曉母、匣母）の牙音、即ち、カ行音での再現である。これがために、結句、これは、喉音（のその二音）と、牙音（のその四音）との相通を惹起せしめるに至る。そして、逆に、これがしも、我が方での特性を明示するものとなるのである。彼土では、当然、さる事はあるが故に（前掲論文参照）。なお、斯くなるその喉音・牙音の音声事情に就きては、別に、「漢字音史（一）」にて言及せしが如くである（日本文芸研究42・2）。

この如くにして、直音に於いて、中古中国音が唯々、その五音の大別のみにて示されるのは、恰かも正に仮名と一般である。従つて、その彼土的明細は解消されてしまうのみならず、また反面、我が国での厳密なる音価規定にも及び得ぬという歯痒さが残存する。その典型的なるものに、歯音の、例の、破擦音か、摩擦音かの問題がある。され

ど、この兩者、極く自然の如くにして同一視されるが故に、目下これに關しては、何の知見も得られずして終るしかないのである。とは言ひ條、さる中であつて、唯一、その清・濁に關する事柄は大いに期待されるものとなつてゐる。即ち、これは、全くとまでは行き兼ねるものの、相當に信憑され得るものである。しかも、それが、彼土的韻鏡的清・濁には必ずしも非ずして、我が国のそれを表明するものたるのである。因つて、これよりすれば、其処に於ける我が国人の意識は就中に強かつたと言ひ得る事になる。その事は、漢字に対する声点(二点)、引いては、その假名に対する濁点という形で、やがて濁音明示に發展する趨勢に照らして、よく肯える。それを弁別する意識の高揚があつたからこそ、それは我が方で宛らに定着せるのである⁽⁴⁾。

その清・濁と言へば、韻鏡的全清・次清間には、こちらではその境界線はない。が、その全濁はかなり早くから、彼土の無声化 *Devokalisation* の影響を蒙れる如くではあるけれども、濁音に留まるものは、右の如くに其の儘に撰取されている。そして、その次濁として、呉音の領域内では、まず一貫して鼻音たる事を示す音形となつてゐるのである。つまり、彼土の清・濁の四区分は、我が国(呉音)では、清・濁・鼻音の三者鼎立の形で納まれる次第となる。斯かるところが、その声母論の概括である。そこで、この最後に、右の所説を具現化すべく、その実例をば若干、左に示し置く事とする。その体裁は、母字―注音、括弧内は広韻音(声母、韻母、開合、等位)である。

① 喉音全清―次濁の相通

② 喉音―牙音の相通

恚(影寘合4)―伊(影脂開3)

恹(曉微開3)

怡(喻之開4)

綺(溪紙開3)―奇(見支開3)

騎(群支開3)

②の最後者は、韻鏡的清・濁の混淆ではあるが、我が国では共に清音である。

③ 齒音内での相通

④ 舌音内での相通

皆 (精紙開 4)

吐 (透姥合 1) | 斗 (端厚開 1)

尸 (審脂開 3) | 之 (照之開 3)

屠 (定模合 1)

市 (禪止開 3)

③の母字の後二者は摩擦音、前二者と注字は破擦音。また、最後者は、右の②と同じく、彼土的には清・濁不一致ではあるけれども、我が方では共に清音となる。

④の後者の清・濁も、右の②③と一般。

⑤唇音内での相通

佈 (滂暮合 1)

膚 (非虞合 3) | 布 (幫暮合 1)

脯 (非虞合 3)

右は全て、一注字が複数の母字に相對するものから採つてある。無論、一母字—一注字のものとして、同然の現象を呈するに變りは無きが、右の例の如くにしたのは、この方が或いはより多くを物語つてもい、また、見易きかと思量しただけの事に過ぎぬ。因みに、更に、⑥次濁字の呉音表示を付加する。

辱 (日燭合 3) | 肉 (日屋開 3) (ニク)

泥 (泥齊開 4) | 乃 (泥海開 1) (ナイ)

蒙 (明東開 1) | 牟 (明尤開 3) (ム)

但し、これは、母字・注字、同声母なるが故に、その声母のみよりしては、必ずしも決し得ぬ。その全音形からの判断に基づくものである。この意にては、これらはこの場では最適のものではない。寧ろ、左の如き例と差し替えるのがよきかも知れない。唯、新訳華嚴經音義私記には、その好例が認められなかつたので、止むを得ざる処置に右は

出でたるのである。その例とは、例えば、新撰字鏡に於ける、

然（日仙開3）―年（泥先開4）（ネン）

若しは、金光明最勝王經音義に見える、

軟（日彌合3）―難（泥寒開1）（ナン）

等の如きである。

なお、一般論的に言えば、この法に依る注字は、時代と共に簡化され、また、多くの母字に共通して相当てられるに至るものである。時にはそれは、十字以上の母字を注する事も出来る。今、茲に付加的にその見本として、中世の無窮会藏大般若音義⁶から、特に問題の歯音に関して抽出してみる。これは、勿論、その三系は一同視され、また、その破擦音・摩擦音にも全く拘泥せぬ姿を呈して、その点では、我が方での把握法を如実に教示するものとなっているのである（これは、便宜上、声母名のみを記すに留める）。

紫・姉（精） 刺（清） 祀（邪） 鴉・瞶（穿） 施・趨・屎（審） 市（莊） 廁（初）―之（照）

三

第二は、韻母論である。茲では先ず最初に、その韻頭たる介音―介母音―に目留める。何者、これが、我が音形にての直音・拗音を決定するの因子たるからである。抑々、彼土の中古音は、その介音の性質に応じて、四呼に区分される。即ち、開口呼（介音無し）、齊齒呼（介音 i）、合口呼（介音 u）、撮口呼（介音 ɤ || ɛ）である。しかるに、一方、我が方では、本来、唯、単純な母音しか存せず、しかも、それは語中では一音節としての独立性無きもの―つまり、連母音 Hiatus の成立せぬ音節構造のもの―であった。斯かるものが、彼土の音に対する時、その開口呼のみは

自然に納受されるけれども、その他の三者には、甚だしき抵抗が存する道理である。因って、古くは全くその介音を落とせる形でしか撰取し得なかつた。その事は、万葉仮名に於いて判然と認められるところである。今、便宜、その開拗音(齊齒呼)を主にして論うが、例えば、その万葉仮名の例は、左の如くとなる。即ち、

香(曉陽開3) | カ 興(曉蒸開3) | コ乙 癡(癡蒸開3) | ゴ乙

者(照馬開3) | サ 沙(山麻開2) | サ 舍(審馬開3) | サ

良(来陽開3) | ラ

但し、唯、声母が母音的声母の場合でのみは、その後の介音*i*は、我がヤ行音なる形での受け皿にて旨くその等価音が再現され得た。

野(喩馬開4) | ヤ 由(喩尤開4) | ユ

容(喩鍾合4) | ヨ甲 余(喩魚開4) | ヨ乙

合口(合口呼、撮口呼)として同断である。これはワ行音形を採る。

渦(影戈合1) | ワ 為(于寘合3) | ヰ

衛(于祭合3) | エ 遠(于阮合3) | ヲ

しかしながら、これ以外の所では、その介音を生かすには、古代国語音体系は、崩壊せしめられねばならなかつたのである。そして、事実、漸次それは斯かる字音の側からの刺戟に依つて進行し、遂には新しい音(韻)としての產生にまで達する事となる。字音にてその明証が完全に得られるのは、古音としての呉音ならぬ新音としての漢音の方での事である。この際、こちら側にて本有の、ア行音に対するヤ行音、また、ワ行音の存在の意義は大なるとせねばならぬ。或意味では、この下地の上こそ、拗音の *Japonisierung* は促進され得たと言えるからである(拙稿、漢字音と国語音―国語国文58・6)。

ところで、当面の直音注では、先に結論的に言って置けば、この拗音は、やはりそれなりに明示されるものである。因って、茲でもその同音注たるの性質―本性―が発揮される訳である。しかし、これが仮名書きになると同時に、其処に問題が発生する。就中に、サ行音の場合にそれは顕著である。と言う事は、これは、一般的にも言われるが如くに、元来、そのサ行音の音価に本質的に関係するとしか解し様はないのである。斯くては、その辺の消息に就き、以下に些か筆を費やさねばならぬ。

演繹的には、我が国で、直・拗音を対立的に把らえ得るのは、中世、信範(1223—1296年)の時代である。従って、それ以前では、その把握、乃至、表記に、或揺動が存して寧ろ当前であると言い得るのである。その端緒を馬淵和夫(『国語音韻論』)の示せる例を借用する事からして云為するに、公任の般若経字抄(1164年写)の書き込みに、梵字母に対する朱・墨の二筆があり、それらの間にはゆれが認められるという事がある。それに、卷末の陀羅尼に対する付音をも加えて勘合せば、なおその不安定性は強まるのみである。即ち、その姿は、具体的に左の如くとなる(片仮名は朱、漢字は墨)。

娑(心歌開1)―サ、左(精智開1)

莎(心戈合1)―シヤ

沙(山麻開2)―シヤ、左(精智開1)

者(照馬開3)―サ、シヤ

この母字の前三者は摩擦音、後一者と注字の一漢字は破擦音である。この直音注の範囲内だけでは、この様は、既述のところと等しい。けれども、その仮名表示では、直・拗一定しておらぬ。そして、斯かる状態が、平安期の諸資料に相通じているという訳である。例えば、西大寺本金光明最勝王経古点には、

昌(穿陽開3)―サウ

淨(從勁開4)―赤ウ

遮(照麻開3)―シア、サ

捨(審馬開3)―シア

また、聖語藏本地蔵十輪経元慶七年点には、

写(心馬開4)―者(照馬開3)

謝(邪禰開4)―サ

遮(照麻開3)―サ、者(照馬開3)

等々の如くに見えて、浮動的なのである。この類例はまだまだ挙げ得るが、茲では、なお院政期に下がったところでの著名なる三資料からの左の引例に留めておく。

一は、慈光寺藏大般若經(下の括弧内は、安田八幡宮藏大般若經の音形を参考として示せるもの)。

舒(審魚開3)―シヨ、ソ 浴(照語開3)―シヨ、ソ(シヨ)

商(審陽開3)―シヤウ、サウ(シヤウ) 状(牀樣開2)―サウ(シヤウ)

二は、觀智院本名義抄。

鼠(審語開3)―シヨ、ソ 壯(莊樣開2)―者ウ、サウ

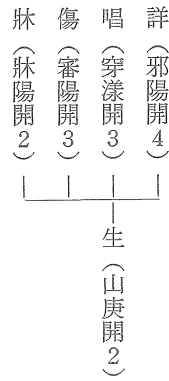
三は、法華經單字。

疽(清魚開4)―七路反(ソ)、七徐反(シヨ)

斯くの如きなるサ行音の直・拗の揺れの源泉は、その音の [ɹ] [ʋ] なる展開相に求め得る(日本文芸研究42・3参照)。即ち、その第二段階にての脱破擦音化せるシュー音 *hushing sound* までは、サ行音は現今にて言う拗音的なものであり、その第三段階のシュー音 *hushing sound* は、それに対して、直音的なものである。この拗―直の転回は、他の行音とは逆の形を採るものである。従って、この後者の場合では、その直音を基に置いて、その拗音を派生せしめ得たが(例、カ→キヤ)、サ行音では、文字面は右と変りなきも、実質音の面では、拗音から直音を導出せねばならなかった。そして、曾ての表拗音文字(サ)を一旦直音の方に譲り渡し、その後改めて、他の行と相叶う同じき拗音仮名(シャ)を用いねばならなかったのである。一方では、簡から繁へと音も文字も発展するのに対し、サ行では、音は繁から簡へ、文字は簡から繁へと二重の交錯的経緯を採るの煩瑣が強要された。これがため、かなりの混乱

が生じ、その果が、これの直・拗の二重表記として残存せるものである。いわば、斯かるのが、そのサ行の音と表記との特性に他ならぬ。さなくしては、他の行に、同様の混淆状態が現出せぬその謎が解き得ぬ事となるのである。

ところで、直音注ではそれなりに同音注の原理に基づき、拗音も一般的にはそれとして示される事は前述の如くであるが、茲で念のためにその一例を出してみる。それは、例えば、左の聖語藏央掘魔羅經の字音点の如きである。即ち、



これは、四者共に陽韻の齊齒呼の音たる母字の、その拗音形なるを明示すべきの注音である。勿論、その音は仮名で示せば、シヤウ。これと同類の方式は、また、他に、地藏十輪經等の採るところである。金光明最勝王經音義等では、注字が「正」(照勁開 3 | 清韻)ともなるが、その我が方での音形(呉音)に変更は生ぜぬ。この事は、同じ陽韻所屬字でも、こちらで直音となるものは、当然、その如くに表音されるという事に徴して際立たせられる。但し、直音注自体の形としては管見内で、そう容易にはその例は出だし難いが、中世の大般若經音義(前掲の無窮会藏本)には、

瘡 (初陽開 2) | 草 (清皓開 1) (サウ)

の如くに見えるのがそれである。が、その代りに、これの仮名での表示には、幾許かが認め得る。例えば、央掘魔羅經の

象 (邪養開 4) | 佐字

また、地藏十輪經の

相（心陽開4）―佐ウ

等である。なお、これに因んで付記すべきは、右に挙げた種の字―その同じ諧声系列下にある字に限って、当該陽韻内で、以後引き続いてその（呉音）直音形を変ぜぬ事である。逆説的には、これらの字に集約的にこの韻所属字が直音形を採るのである。蓋し、これはその古き慣用度の高さに由来せるのであろう（この中、「瘡」は、「倉」―清唐開1―に牽引された可能性が甚だ高くはあるが）。それを法華經單字に依り、左に押さえて置く。

瘡―思香反、また、祖香反（サウ）

象―座浪反、また、自講反（ザウ）

像―座浪反、また、坐浪反（ザウ）

相―山講反、また、千講反（サウ）

想―七講反（サウ）

これには、名義抄和音とて一致するものである。

さて、斯かる間にあつて真に興味深き表音法が、石山寺本守護国界主陀羅尼經に存する。即ち、其処では、直音注は当然、同音を注するが、一方、仮名ではそれが全く直音形で表われるのである。具体的には左の如くに。即ち、

将（精陽開4）―嘗（禪陽開3）

車（穿麻開3）―サ 捨（審馬開3）―サ

後の目よりすれば、無論、この前者はシャウ、後二者はシャで、共に拗音たるべかりしに反して、特にこの後者の仮名ではさに非ざるのである。当該書では、右の如きで以て全て一貫されている。されば、現実に音として拗音はあつても、その仮名文字に依る表記のレベルに於いては、なお未だそれをそれとして表現する一般的習慣が確立せざる前の段階のもので右はあつた事となる。

なお、外にこれと類似の觀を呈するものに、また和名抄がある。それは、其処での注音にあつて、直音注は拗音を

示すのに、それを仮名書きにすると、直音形となる事が介在するからである。その一例のみを掲げるに、

笏一音尺一また、佐久

の如きである³⁾。

斯くては、右より観ずるに、その直音注よりして仮名注への移行階梯に於いては、この如き点の克服がまた必須であつた事がよく諒解されて来る。と同時に、右の如きをしも單純に、直・拗音その何れにても発音され得たものとするのは、到底首肯し難きのである。そう言い得るには、この実質音価の推移に沿えるその時代の限定が要請されるからである。概括的には、平安期は一少なくともその末期より前は、サ行音は、シュー音の方が一般であつたと想定される。従つて、その期間内では、これは専らに表記上の問題として処理されねばならぬ。表記法は常に保守的であり、その折々毎に、音の変化の後を追ひ行く。決して、己れ自らより発して進取的ではない。これがその本性である。当面のところでも、その性に則つて、先に直・拗音の概念形成のなされたそれを受けて、その弁別に腐心し出す。その一種の *Dilemma* に陥れる相の下にて右等は見得るのである。拗音が、また、或時には、後のその正書法たるヤ行仮名ならぬア行のそれで以て、二重母音風に書き留められる事のあるのも、その途上での一証である。更に、名義抄等にて、その拗音仮名と、その部分の字音を利用せる漢字書きとが併存するのが認められるのも亦、これが国語音にとっての特殊音たるの事実を教示するものである。斯かる過程を経て、その拗音表記は定着し果すに至る。しかも、その時には、それは伝統の和語の平仮名の域をも完全に支配して、事はいとも自然なる訳である⁴⁾。

この如くに、サ行音は他の行音とは異なつて、それ独自の系譜、環境下にて育成されて来たものである。その結果、これは、後代に於いてもなおその個性を保持し続ける。例えば、拗音の中でも、その拗短音が普通であり得るは、独りこのサ行音のみであるという点にも、その証左は求められる。他の行ではそれは極めて局限される存在であるからである。それに、また別には、鮭一シヤケ、萵苣一チシヤ 等の如き語の現存も亦、此処に関連するものであ

る(浜田敦、拗音―国語国文33・5)。

ところで、今、一つ、断り書きを付しておくが、それは、右で云々せる直・拗音は、無論、我々の共通理解に依る我が国独特の文字概念 *Schreibegriff* に出ずるまでのものであって、決して、音声概念 *Lautebegriff* に基づくものは非ざるといふ事である。それと言うのも、若し、純粹に音声学の立場に立たば、そのシュー音は全く、一種の口蓋化 *Palatalisierung* に依る拗音にてはなきからである。それは、スー音(齒音、舌尖齒音)とはまた別の口の構えを要する硬口蓋齒音(舌葉音)であり、何等渉り音_jを要件とせぬ音である。さるものをしてこちらで拗音の名を以て呼ぶは、偏えにその仮名表記法に牽引されたる慣習であるに過ぎぬ。これは、濁点に左右されるその我が濁音の規定と正に一般なる事柄なのである。

註

(1) この辺の消息に就き、王力「漢語音韻学」は、左の如くに説く。即ち、

「譬況読若的法子得不到真確的字音。

直音法也是頗笨拙的 如果找不出同音的字 就無法可想 如果同音的字只是一些僻字 則注音也等於不注音 所以後來人漸々知道用反切以濟直音之窮。

なお、「中国大百科全書―語言・文字」には、同様の事がより詳述されている(「直音」の項等)。

(2) これに対して我が国産の草袋に我が国での醸造酒を盛れるのが、全て仮名文字に依るその音形である。この事は言を俟つまでもない。

(3) 茲で意味するのは、齒音の三系(齒頭・正齒・齒上音)、舌音の二系(舌頭・舌上音)、及び、唇音の二系(輕・重唇音)である。

(4) この清・濁関係は、拙稿(前掲)に詳述。また、小倉肇も、「清・濁の区別は、ほぼ嚴密に守られている」事を確認している―新訳華嚴經音義私記の同音字注(上) (弘前大・教育学部紀要38)。

(5) 大般若經音義の諸本に就いては、築島裕の詳細なる研究がある―「大般若經音義の研究、本文・索引篇」。また、この無窮

(6) 会本は、私も以前に取り扱っているものである―中世呉音の一面（拙著「日本漢字音の研究」所収）。しかし、これは、母字―注字が、陽類―陰類の関係に立つという点で、必ずしも中古的なものの適例ではない。後述の本文第四節参照。

(7) 本書の詳細な考証には、高羽五郎、和名抄が漢語の語形を表記するのに用いた方法を中心として文字遣から平安時代の国語化した漢字音を探るいとぐち―漢字音考察の一（金沢大・法文学部論集・文学篇6）がある。

(8) 左記参照、

小林芳規―訓点における拗音表記の沿革（王朝文学9）

高羽五郎―拗音について片仮名交り文、特に本文と傍訓の表記の違いから知り得る事―漢字音の考察―b（国語と国文学38・8及び9）